

第五十八回国会 衆議院 法務委員會議 録 第二十一号

昭和四十三年四月十六日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事 大竹 太郎君

理事 高橋 英吉君

理事 澤野 清吉君

理事 濱野 良作君

千葉 三郎君

中村 梅吉君

成田 知巳君

岡澤 完治君

松本 善明君

出席國務大臣

法務大臣 赤間 文三君

出席政府委員

法務政務次官 進藤 一馬君

法務大臣官房司 川島 一郎君

法制調査部長

委員外の出席者

議員 神近 市子君

法務省刑事局総務課長 伊藤 栄樹君

最高裁判所事務総局総務局長 寺田 治郎君

最高裁判所事務総局民事局長 菅野 啓蔵君

専門員 福山 忠義君

四月十二日

委員山田太郎君及び松本善明君辞任につき、その補欠として矢野絢也君及び川上貫一君が議長

の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員川上貫一君辞任につき、その補欠として松

本善明君が議長

の指名で委員に選任された。

第一類第三号

法務委員會議録第二十一号

昭和四十三年四月十六日

同月十六日

委員岡田春夫君、西村榮一君及び矢野絢也君辞

任につき、その補欠として横山利秋君、岡澤完

治君及び鈴切康雄君が議長

の指名で委員に選任された。

同月十六日

委員岡田春夫君、西村榮一君及び矢野絢也君辞

任につき、その補欠として横山利秋君、岡澤完

治君及び鈴切康雄君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員横山利秋君、岡澤完治君及び松本善明君辞

任につき、その補欠として岡田春夫君、西村榮

一君及び川上貫一君が議長

の指名で委員に選任された。

四月九日

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関す

る法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八

六号)

死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時

特例に関する法律案(神近市子君外七名提出、

衆法第三号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出

第九三三号)

○永田委員長

これより會議を開きます。

内閣提出、旧執達吏規則に基づく恩給の年額の

改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題

といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。大竹太郎君。

○大竹委員

前回は同僚の山田委員のほうから詳

細な質問がございましたので、私からはその質問

で漏れていられる点、また御承知のよう

に、この間は執行官の全国的組織である執行官連

盟の会長さん、副会長さん、それから連盟の関東

支部長さん等においていただいていろいろ御意見

を承りましたので、その御意見に基づいてお聞き

をいたしたいこと等について、二、三お伺いをい

たしたいと思ひます。

まず第一にお聞きしたいことは、御承知の

ように、この執行官法を施行いたしました第一の

目的は、国家公務員と同じに俸給制、俸給まで国

家が支給するということのほんどの意味の公務員でな

いにしても、少しでもそれに近づけて、執行官の

質を上げるとともに、いままでいろいろ監督不行

き届きのために不祥事件を起こしていたこともあ

わせて少なくしたいというような点からの改正で

あったと思うのであります。それで第一にお聞き

いたしたいのは、この執行官法の施行に伴って、

いままで執行吏であった者の大部分は、同時にこ

の執行官に移ったわけでありまして、同時にこの

執行官法に基づいて新たに任命された執行官とい

うものは、現在どれだけあるのか。現在の執行官

はたしか三百五十人ほどだというふうにこの間お

聞きましておつたわけでありまして、その新法に基

づいて新たに任用された執行官は、この三百五十

人のうち何人か、まずそれからお聞きをいたして

おきたいと思ひます。

○菅野最高裁判所長官代理者

御指摘のとおり、

執行官法制定当時の執行官、当時執行吏と申して

おりました者の数は三百三十七名、ただいま現在

三百六十名になっております。二十数名の増員と

いうことになっておるわけでございますが、その

間、実質上の増員は二十数名でございますが、退

職者がございました関係上、執行官法制定後の新

しく任命せられた者は、六十五名であります。た

だし、そのうち、いわゆる執行官法の附則で、旧

法に基づきまして修習を命ぜられておつた者が旧

法の資格で任命せられた者がその中に入っており

まするので、新しい資格、すなわち四等級という

資格で新しく執行官として任命された者は、その

任命者のうち三十一名、残りの三十四名というも

のは、附則で前の資格で任命された者でありま

す。なお、前の執行官であつて新しい資格を認定

をされた者が十名、したがって、新しい資格

の者が三百六十人のうち四十一名あるという計算

になつております。

○大竹委員

それではその四十一人のいわゆる前

歴と申しますか、主として裁判所の書記官あるい

は事務官等がおもひやないかと思つたわけであり

ますが、その四十一人の前歴と申しますか、出身と

申しますか、その内訳はどういうようになつてお

りますか。

○菅野最高裁判所長官代理者

まず、新しく任命

いたしました四等級の新執行官の前歴について申

し上げますと、そのうち二十六名の前歴が裁判所

書記官、それから家庭裁判所調査官が一名、検察

事務官が一名、警察職員が一名、その他市町村吏

員等であつたものが二名、それから資格の引き上

げをいたしました十名は、やはり前歴は裁判所書

記官であります。

○大竹委員

次に、これもこまかいことでありま

すが、平均年齢は大体どの程度になつております

か。

○菅野最高裁判所長官代理者

ただいま現在三百

六十人中、四十歳未満が三十七名、四十歳から五

十歳までが四十五名、五十歳から六十歳までが九

十五名、六十歳から七十歳の間が百三十一名、七

十歳以上が五十二名でございます。

○大竹委員

いまの新法に採用した人の平均年齢

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

○大竹委員　そこで、この間、執行官連盟の役員の方あわせて裁判所の方にいろいろ同僚の山田委員から質問があつた中で、私そのときに実はお聞きしたいと思つて非常にふに落ちなかつた点が、一、二ありますので、いまお聞きいたしたいと思ひますことは、たしかこの執行官法の施行に伴つて、いままで執行吏役場が外部にあつたためになかなか監督もできなかつた面もあるけれども、今度は裁判所の中に取り入れたというようなことで、この執達吏役場のほうは非常に監督がやりやすくなり、また特に気をつけてやつて、始終、何といひますか、見回りその他をやつておるが、外部で執行官が仕事をする場合、たとえば動産の競売の場合とかあるいは家屋の明け渡し等いろいろやるわけでございますが、そういうものについて、一口に言へば執行官を信用してまかせておくよりしよ方がないというお話、あわせて、どうも最近問題になつていふような事件は、これはまあちよつと対策がないというよりなお話だつたと思ふのでありますが、しかし、御承知のように、最近、私は新聞だけでしか知らないのでありますけれども、この新聞等で見ますと、たしか家屋の明け渡しに關係しての事犯であるように思ひうけてあります。むしろこういふ不祥事件というものは、外部でやる場合にこそ私はよけい起こり得ると思ふのであります。もちろん一から十まで同行してこれを取り締まり、監督するということは、これは人間の關係、予算の關係等で不可能なことでありましようが、外部に出てやる仕事につ

いては一切監督の手が届かないんだということでは、私は、こういう事件というものはふえることがあっても減りはしないという気がしております。もちろん当然抜き出し検査と申しますか、取り締まりと申しますか、そういうようなことにはなると思ひますけれども、もうそういうものは一切こつちは関知しないのだという立場は、私はおかしいと思ひます。そういう面からここで何かお考えになるべきだと私は思ひますし、ならなければならぬと思ひますが、それについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行吏役場が裁判所の中に入るようになりましたので、この点につきましては監督はしやすくなりました。ただ、外部で執行する場合、御指摘の動産の競売であるとかあるいは家屋の明け渡しというところにつきましては、これも御指摘のとおり一々ついていくことができないという意味で、監督としてはまあ不十分である、御指摘を受ければ、そういう点はやむを得ないが、しかし、決してそれでいいというふうに申し上げたつもりはなかったのをごいしますが、この点が足りなかったと思ひます。これも対策といたしましては、かなりそういう点まで、どういことが行なわれたかということにつきましてはいろいろ情報を集める、場合によってはその執行のあとに行つて、どうだった、この間の執行は何か悪いことがなかったかというふうなことを——これも全部が全部聞いて回るといふわけにまいりませんが、そういうふうにしていろいろ情報を集めて、不都合な点があればこれを改めるということにしなければ、監督の実をあげることが困難である、私どもは前向きにそういう方法について検討をいたしますということをお願い申し上げます。

まあ新聞等にも、ほんとうのこともありますがけれども、かなり誤解の点もあるように思われるのをごいします。ついせんだつての新聞でございしたか、競売の執行であつたかと思ひるのでございします。債務者が会社ということになっておつて、

会社を債務者として執行に当たつた。ところが、債務者がこれは個人のものであるというふうに主張しておつたのに、かまわず執行したというふうな記事がございしました。しかし、そこではやはり執行官の判断というものが許されるわけでございます。債務者がこれは会社のもではないと言つた一言だけで引き下がつてくるということでございます。いろいろ作爲をされてしまつて、執行が不能になるわけです。あの事件が作爲があつた事件かどうか、これは存じませんが、しかし、債務者がこれは自分のものじゃなくて他人のものであると言つただけで執行官としてはすぐ引き下がれないという、むしろ職務上の義務があるのではなからうかというふうに考へておりました。もし債務者のほうで作爲があつたとすれば、あえてその債務者の言に従わなかつた執行官というものをそう一がい非難するわけにいかぬのじやないかと思ひます。

○大竹委員 質問を終わります。

○永田委員 岡澤完治君。

○岡澤委員 私 これから質問する問題につきましては、分科会等でも質問させてもらつた問題と関連するわけでもございすけれども、御承知のとおり、執行官汚職が全国的に続発をいたしてあります。私が分科会で質問した以後においても、新しい汚職も報ぜられております。私が申し上げるまでもなしに、ほかの汚職以上に、裁判所に関連する汚職というのは、法の番人であるだけに、与える影響はあまりにも大きいのではないかと。どんな汚職でもない汚職はありませぬし、影響の少ない汚職はないと思ひますけれども、しかし、事裁判所に關する汚職となりますと、一般人に与える影響、あるいは法の權威に対する国民の失望、その他はかり知れない影響があるのではないかと。たびたびこの委員会でも指摘していただいておりますように、われわれの新しい憲法の一つの大きな基礎は、力にかわるに法の支配ということが根本的な課題であり、また大事な点だ。そういういたしますと、やはり私は、最近の執行官汚職の続発

については、単におさなりの論議とか善処では済まされぬものがあるのではないかと。この際、法務省と最高裁判所の両方の責任者のお二人に對しまして、執行官汚職を絶滅する抜本策というものがあつて、いかがお考へであるか、検討中でもいつてございすけれども、具体的にどういう方向で考へておられるのか。一般に言われましても、執行官の身分の問題とか、報酬制度の問題とか、あるいは民事訴訟法そのものの改正問題とか考へられると思ひますけれども、ぜひこの際抜本策の方向についての所見を伺いたいと思ひます。

○菅野最高裁判所長官代理者 抜本策ということに相なりますと、あるいは制度の改革、法律改正というところにもなるかと思ひますので、法務省のほうからお答へするのが至当かと思ひますけれども、現実には執行官制度というものを動かしておりますもの、立場から、今度のような不祥事件に際会いたしまして、私どもが考へておる点をまず先に申し上げさせていただきますと思ひます。

まず、このように汚職をなくすためには、制度的な面とそれから人の面と、二つの面があるかと思ひます。制度的な面といたしましては、執行官法につきましていろいろ御議論もあつたところでございます。すなわち、公務員制度として中途はんばではないか。しかしながら、私ども一応執行官法というものが制定された段階におきましては、これを完全に実施していくという方向でまず進むべきであらうというふうに考へておるわけでございます。と申しますのは、執行官法が制定されたけれども、それにはいろいろ経過的な措置がなされておるわけございまして、たとえば会計事務の裁判所に取り入れということも、予算の關係上、先ほど大竹委員の御質問に對してお答へ申し上げましたとおり、昨年度、本年度というところで、だんだんに予算的な手当てをいたしまして進めておるわけでございます。これを

完全に実施するためには、さらに一、二年、予算的な努力をしなければならぬ。これでまずそういう方面の執行官法の実施を完全にやつてまいらる。あるいは執行官室の執務環境につきましても、ある程度、この委員会でも御説明申し上げたけれども、まだ完全で十分であるというところまでは申し上げられないというのでございまして、これをさらに予算的な努力を続けまして、完全実施に入りたいと思つておるわけでありまして、さらにはまた、これも先ほど大竹委員からの御指摘がありましたとおり、これは人を得るといふことによつてこういうような汚職を防止したいという方向になるわけでございますけれども、待遇の改善ということに予算的な努力をいたしまして、それによつて現在よりもよくなりました、より人格等におきまして優良な人に来てもらひまして、このような不祥事件が起きないようにいたしたい、こう思つておるわけでございます。何と申しましても、制度を幾らつくりましたが、そこにいる人がよくなければ、こういう汚職のような不正事件というものは妨げないと思ひるのでございまして、制度的な面、監督の面等を嚴重にいたしまして、同時に、人を得るということに努めたい、かように思つておるわけでございます。

さらにはまた、競売等におけるブローカーあるいは道具屋といったような人とのつながりから汚職というやうな問題が起きておるようでございますので、競売手続等を改正いたしまして、そうしてブローカーでなくとも買入るやうな競売の制度というようにして、しるうとでも買入るというやうな制度に改めていきまして、そして俗なことは申しますれば、ブローカーとか道具屋がはびこつておるやうな競売の姿というものを是正するやうに、手続等を改正するやうな法務省にお願いしたい、かように思つておるわけでございます。

○川島(一)政府委員 執行官の汚職が頻発いたしますことは、仰せのとおり、非常に遺憾なことでございます。これを抜本的に絶滅するにはどうしたらいいかということ、非常にむずかしい問題

でございます、私どもとしては十分に研究しなければならぬと考えております。さしあたり考えておりますことは、ただいま裁判所のほうからお話しになりましたことと大体同様でございますので、簡単に要点だけを申し上げますと、まず執行官の監督を強化すること、それから執行官の資質の向上をはかること、これはきわめて重要であると存じますが、法務省といましては、もっぱら制度的な面を担当しておりますので、制度的な面から申し上げますと、まず第一に、一昨年制定されました執行官法でございますが、この完全実施をはかるということでございます。現在は、ただいま裁判所からもお話しになりましたように、過渡期でございます、会計事務が十分にまだ新しい体制に移されていないということ、それから先ほど大竹委員の御質問に対して裁判所からお答えになりましたように、現在執行官の大部分は昔の執行吏が経過的に執行官に任命されたものであるというふうな事情もございまして、新法の制定による成果というものは、現在の段階ではまだ十分にあらわれていないのではないか、かように考えます。したがって、この点につきましては、もう少し長い目で成果を見きわめていただきたい、かように考えるわけでございます。

それからもう一つは、執行方法についての問題でございますが、これは強制執行法の改正において十分検討しなければならない問題であると思っております。たとえば、現在では財産の換価方法として競売しか認められておりません。しかし、この競売につきましてはいろいろの弊害が指摘されておりますので、それ以外の方法を検討してみたいというふうなことも、一策であろうかと思っております。要するに、競売の手続におきまして、現在では特殊な人間だけがそれに参加するのですが、こういう仕組みを改めて、一般の人、それから商人もこの財産の換価に参与できるように仕組みを考へることが必要ではないか、かように考へております。簡単でございますが、以上お答え申し上げます。

○岡澤委員 裁判所のほうも、法務省のほうも、抽象的に人の問題と制度の問題をおあげになったのですが、これは当然のことなんです。私は、もつと具体策を開きかけたわけなんです。いまのお話で、たとえば一番最後の、競売に対して特殊な人でなしに一般人を参加させる方法を考へる——具体的にはどういふふうな点を考へるかというところを私は聞かしていただきかった。それでは、この前の分科会の議論からちつとも進んでないわけなんです。裁判の最終段階にわたる執行というものが、あまりにも軽視されているんじゃないか。また、菅野局長にしても、川島部長にしても、競売の実態を御存じないんじゃないか。おそろく競売の現場にお立ち会ひになったこともないんじゃないかと思ひます。私たちの経験からしまして、優秀な裁判官は、裁判には興味を持たれますけれども、執行にはほとんど無関心だ。御答弁にありましたが、裁判官が監督不十分というのは、無関心だから、当然なのであります。私は、一件偶発的に起こったのなら問題にする必要はありませんけれども、全国各地で続発をしておる。ある執行吏役場なんかは、全員が汚職に關係している。こういう事態を、私は、やはりもう少し真剣に、あるいはもつと重大なものとして考へたい。この問題では済まされない。むしろ制度的なほうが多い。これだけ各地で続発的に起こっていることを考へますと、制度自体に欠陥があるというふうに考へるべきではないか。そういたしますと、まだ執行官法ができて日が浅いから、過渡的な問題だと思つてくれという御答弁では、私は納得できない。毎日裁判が行なわれ、毎日執行が行なわれている。しかも、執行官法の制定自体が、こういう汚職をなくするというのが一つのねらいであつたはずであります。しかも、むしろ執行官法になつてからのほうが——それは理屈は昔の執達吏が多いんだとおつしやるかもしれないけれども、世間はそうとらえない。執行官法になつたら、むしろ執行官の汚職がふえているではないか、何

のための改正だということになりますし、現在国民感情として、もう民事訴訟は役に立たぬ、むしろこの執行までいくと自分で裁判の意味をなくするということを感じて法曹人ですら持つ傾向にあるというところは、否定できないんじゃないか。だから、私は、これは最終的にはもちろん国会も参与させていただいて、あるいは制度調査会等もございませうけれども、しかし、当面の責任者の菅野局長なりあるいは川島部長のほうで、やはり具体的な用意をなさつて、それを世論にも訴えて、しかなければと思います。委員会でも質問をかわせばいいといつたようなお気持ちで済まされるような問題ではない。私は、この執行官汚職に關連した裁判所の賄賂事件には、重大性を感ずるのです。ぜひ御検討をいただきたい。また私の質問の趣旨を御理解いただいて、具体的な改正の方向に向かつての一步を踏み出してもらいたい。ことに先ほどの答弁の中で私としては不満足なのは、執行官法ができて日が浅いということをおつしやるのですけれども、執行官法を施行する段階において、当然旧執達吏その他に対して、現実に仕事に携わる立場に立つわけでございますから、執行官法にふさわしい資格と能力を備えた再教育がなされてから執行させるべきであつた、単に日が浅いから汚職が出てもしかたがないのだという考へは、少し国民に対して無責任ではないかという感じを、私は禁じ得ないわけでありませう。

時間の關係がございまして次に進ましていただきますが、いま申し上げた点とも関連いたしましうけれども、日本の裁判制度で、いわゆる執行確保の問題、あるいは執行の迅速性の問題について、非常に国民の間にも、あるいは法曹実務家の間にも不満があることは、私が指摘する必要もないかと思ひます。民事訴訟自体がきわめて時間的に長くかかつて役に立たないという批判も、いま私が言うまでもなしに、一般的であります。せつかく判決が確定しても、執行の段階でまたじやまが入り、時間がかかり、結局実効性を失うという

ことで、国民の裁判に対する信頼性、あるいはまた実際の裁判の実益というものがきわめて力を失つておるといふことは、指摘するまでもないかと思ひます。そういう点と関連いたしまして、民事訴訟法の執行関係法規の改正について、いかなる御見解をお持ちであるか。これも最後は国会がきめることだといふふうにお逃げにならないで、やはり当事者であるお立場の方が、具体的な提案あるいは手続の改正をなさらないことには一步も進まない。長い間問題点として指摘された問題でございませうけれども、だからといって、単に次へ申し送つて責任を逃げようという立場でなしに、むしろこういう難問にこそ、民事局長なり調査部長は取り組んでいただきたい。そういう意味から、個人的な見解でもつけようでございますが、執行に關連した、あるいは競売に關連した民事訴訟法の改正の方向について、いかが考へてあるか。私は、ある程度勇気が必要だと思つてゐる。単に、こういうことを発言すると大きな影響を与え過ぎるとか、ほかにそういう機関があるというふうなことをおつしやらないで、やはり個人的な見解としてでもつけようでございますけれども、その衝に当たられるお立場の方々が、勇敢に、こういう点に問題がある、改正の方向はこういふふうに持つていくべきだという意見をお持ちになるのが、むしろ責任を果たされる道ではないかというところを感じますので、ぜひ勇気をもつて発言をしていただきたい。

○菅野最高裁判所長官代理者 法律改正の問題は、究極的には法務省のほうでやりになることでございますけれども、私どもの希望といたしまして、御指摘のとおり、裁判の執行というものが効果的になされるためには、競売手続というものが合理的に、かつ、迅速に行なわれなければならぬ。そして先ほど申しましたような、ブローカー等でなければ買えないような制度では困るといふことでございませうので、その具体的な対策といたしまして、私どもはこういうふうな法律をつくつていただきたいという、現段階において考

えているところを申し上げますと、要するに、いまブローカーでなければ買えない、しろうとはなかなか競売物件を買いくというところは、競落人の地位というものが現行制度では非常に不安定であるということでございます。これをもう少し強化する。逆に言いますれば、債務者の権利保護の要件は、現在よりももう少し狭まって制限されてくるような形になるかもしれないけれども、しかし、ただいまの現状を見ておきまして、執行が効果的になるためにはそれやむを得ないので、むしろ競落人の地位を強化させなければならぬのではないかとこのことを考えておるわけでございます。いろいろその方法としてはありまして、うけれども、まず第一に競落人の地位が不安定であるということは、御承知のとおり、引き渡し命令につきましては、競落人というものの地位が必ずしも強いものではございません。せっかく競落いたしましたけれども、そこに現実に人がいる場合に、これを排除して現物の引き渡しを受けるためには引き渡し命令を受けなければならぬわけですから、引き渡し命令が得られればまだ幸いすることなんですけれども、債務者と関係のない、すなわち債務者の承継人でないような人たちに對しましては、引き渡し命令がすぐ出せない。そのためには新しい訴えを起こさなければならぬ。債務者保護のためには非常にいいかもしれないけれども、そういう点では競落人が非常に不安定な地位にありまして、うっかり買えないというふうな気持ちになることは、もつともであらうと思えます。それから賃貸借等も取り調べて報告いたしますけれども、ただいまの現行法の解釈とすれば、対抗力のある賃貸借のみを報告しておるような実情でございます。しかしながら、対抗力がなくとも、現実にそこに賃借人と称しておれば、競落人が競落した場合に、その人を追い出すというためにはなかなか一筋なわのことはいいかないというふうなこともございます。

それから強制執行の場合は別でございますが、任意競売でございますと、任意競売の手続の中で

実体関係が争われるという制度になっておりますので、実体的に相当権がないということになれば、手続自体も無効になってしまう、競落人の地位というものはひっくり返されてしまうというふうなこともございますので、この点も実体的な事由で手続をひっくり返すということができないような制度にして、あとは不当利得の返還請求でまかなうとか、そういうふうなことにしなければ、しろうとは買えないのじゃないかと思うのでございます。

動産競売にいたしましても、いま動産の競売に出されている品物というものは、多くの場合家財道具で、がらくたでございます。こういうものは、特殊な利害関係のある者でなければそれを競落するということがないわけでございます。したがって、そこにまた執行官と若干のつながりが出てくる。そこにまた執行官と若干のつながりが出てくるというふうなことになるので、動産の差し押え物件の制限というものを、もう少し実際に売れるものに制限してみてもどうかというふうな考えも一つあるわけでございます。

それからさらにはまた、債務者のほうでもいろいろものを隠してしまうというふうな実情もございまして、開示宣誓の制度というふうなものを採用してみてもどうか。まあいろいろ考えておつて、法務省のほうにも意見を申し上げておるというふうな次第でございます。

○川島(一)政府委員 あつては、おしかりをこうむるかもしれないが、強制執行法の改正につきましては、現在法務省といたしましては法制審議会で審議中でございます。この改正作業の所管の局は民事局でございます。したがって、私責任のあるお答えがでないわけでございますが、ただ、いろいろ問題になっております項目にいたしましては、ただいま菅野局長がお答えになつたような点があげられておるのでございます。要するに、現在の強制執行というものは、債務者はなるべく強制執行を免れようとする、これに対して債権者はそういう債務者の術策におちいらない

ように強行的に強制執行を行なおうとする、そのために非常に無理な執行が行なわれるという関係になっておりますので、それをもつと、何と申しますか、正常な形に戻すにはどうしたらいいかという方向でいろいろの方策を検討されておるわけでございます。

○岡澤委員 御自分のところからおしかりを受けられるかもしれないという前提をなさいましたので言いくいのですけれども、川島さんがやはり司法法制調査部長というお立場であれば、これは法務省民事局の所管だということをお逃げにならずに、もつと意欲的に、名前からいへば少なくとも司法法制調査部長で、この法改正については民事、刑事を問わず、最高の權威と意見をお持ちになることを私は希望したい。

それから私は、いま聞いても、やはりお二人ともどちらかといえば抽象的なんです。これは先ほど申し上げましたように、一般に裁判官も検察官も弁護士も、執行段階のときはあまり興味は薄いし、実態を知らない過ぎるのではないかと。これはまた一つは、最高裁判所がもちろんその執行吏の監督関係にあるわけでございますけれども、法改正については法務省の所管で、最高裁判所は提案権がないというふうな制度自体の問題もあろうかと思ひます。しかし、その制度の欠陥について実際に被害をこうむるのは、具体的な国民かもしれないけれども、当事者かもしれないけれども、一般には国の法治主義そのものがいわば挑戦を受けるということになるわけなので、大きな問題であると思ひますので、ぜひこの執行制度全体について——執行官制度だけではなしに、執行制度全体について、民事訴訟法あるいは競売法の改正も含めて検討をしていただきたい。その前には、おそろく実態調査が必要ではないか。おそろく予算等についても、この委員会を超え派的にもつと最高裁判所や法務省の予算をふやせということを言っているのに、御遠慮なさつて——実際は遠慮じやなしに、責任を果たしておられたい。私は、ぜひこの執行制度についても具体的な実態

調査を全国的になさつた上で、単に法制審議会にまかしてあるというふうな逃げを打たれないように、やはり主導権を最高裁、法務省がおとりになつて、結局それは国民の権利保護に過するわけでございますから、もつと積極的な態度をお願いいたします。

それから最後に資料を要求したいのでございますけれども、それは私はアメリカに行きましたときに、アメリカの強制執行というものは非常に早くなされておる。私が下宿しておつた隣が強制執行された例があつて、びっくりしました。家賃の滞納で強制執行だ。日本の裁判制度と比較いたしまして、日本の場合は民事裁判一、二審、最高裁までいつて確定しても、まだなかなか執行できない。ところが、家賃の滞納で簡単に執行されてしまふ。これはもちろんおのの長所、短所はありますけれども、私は理屈を抜きにして、日本の執行制度があまりにも時間がかり過ぎるということ、やはり欠点として言わざるを得ないのじゃないか。それだけに、欧米先進国の代表的な執行法規の概要について、特にその特徴的なものであつて、特にご覧いただけますから、もちろんきょうでなくていつてございまして、できるだけ早い機会にわれわれ委員にもわかる程度に、こまかいことはけつこうですから、特徴を、法規、条文をあげてお知らせいただきたい。委員全員にお配りいただきたい。その資料要求を申し上げて、私の質問を終わります。

○永田委員長 これにて本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○永田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○永田委員長 これより討論に入るのであります。別に対論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。
旧執達規則に基づく恩給の年額の改定に関する

る法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○永田委員長 次に、神近市子君外七名提出の死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案、及び去る九日付託になりました内閣提出、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の両法案を議題といたします。

死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案

死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律

〔趣旨〕

第一条 この法律は、昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日まで公訴を提起された者でこの法律の施行前に死刑の判決が確定し、この法律の施行の際その刑を執行されてい

〔再審事由の特例〕

第二条 前条に規定する者に係る再審の請求については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百三十五条第六号中「明らかな証

拠」とあるのは「相当な証拠」と、従前の刑事訴訟法（大正十一年法律第七十五号。以下「旧法」という。）第四百八十五条第六号中「明確ナル証拠」とあるのは「相当ノ証拠」とそれぞれ読み替へて、これらの規定を適用する。

〔再度の再審請求の特例〕

第三条 第一条に規定する者は、この法律の施行前に刑事訴訟法第四百三十五条第六号又は旧法第四百八十五条第六号に規定する事由によつて再審の請求をした場合においても、同一の理由によつて、更に再審の請求をすることができ、

〔再審の請求の期間〕

第四条 再審の請求は、この法律の施行の日から一年以内にならなければならない。

〔執行停止の効力〕

第五条 再審の請求は、再審の請求についての決定があるまで刑の執行を停止する効力を有する。再審開始の決定があつたときも、同様とする。

〔管轄〕

第六条 再審の請求は、東京高等裁判所にしなければならない。

〔再審請求の審判〕

第七条 再審の請求に関する審判は、別に法律で定めるところにより参審によつて行なう。

〔弁論〕

第八条 再審の請求についての決定をするには、再審の請求の趣意書に基づいて、請求をした者、その相手方又は弁論人に弁論をさせなければならない。

〔異議の申立ての禁止〕

第九条 再審開始の決定に対しては、異議の申立てをすることができない。

〔特別抗告の特例〕

第十条 再審の請求を棄却する決定に対する異議の申立てが棄却された場合においては、当該棄却の決定に対し、重大な事実の誤認があつて原決定を取り消さなければ著しく正義に反することを理由としても、最高裁判所に特に抗告をすることができ、

〔旧法事件に対する不服の申立て〕

第十一条 刑事訴訟法の施行前に公訴の提起があつた事件（以下「旧法事件」という。）に係る再審の請求を棄却する決定に対する不服の申立てについては、刑事訴訟法第四百二十八条の異議の申立ての例による。

2 前項の異議の申立てが棄却された場合においては、当該棄却の決定に対し、刑事訴訟法第四百五十五条に規定する事由があること又は重大な事実の誤認があつて原決定を取り消さなければ著しく正義に反することを理由として、最高裁判所に特に抗告をすることができ、

3 前項の抗告については、刑事訴訟法第四百三十三条第一項の抗告の例による。

〔移送〕

第十二条 再審開始の決定が確定したときは、東京高等裁判所は、決定で事件を原判決をした裁判所に移送しなければならない。

〔刑事訴訟法等の適用〕

第十三条 この法律に定める再審の請求については、この法律の規定によるほか、刑事訴訟法（旧法事件については旧法及び日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号）の定めるところによる。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に係属している再審の請求については、なお従前の例による。

3 前項の再審の請求が棄却され、又は取り下げられた場合における第四条の規定の適用については、同条中「この法律の施行の日から一年以内」とあるのは、「附則第二項の再審の請求を棄却する決定が確定した日又は当該再審の請求の取下げがあつた日から一年以内」と読み替へるものとする。

理 由

昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日まで公訴を提起された者で、死刑の判決が確定し、またその刑を執行されていらないものに係る再審の請求について、再審事由、管轄、審判等に関する特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

別表第四表中「相川簡易裁判所」を「新島県佐渡郡相川町」を「新島県佐渡郡相川町」に改める。

別表第五表千葉簡易裁判所の管轄区域の欄中「市原郡」を削り、同表前橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「城南村」を削り、同表相川簡易裁判所の名称の欄中「相川」を「佐渡」に改め、同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「度会村」を「度会町」に改め、同表木古内簡易裁判所の管轄区域の欄中「知内村」を「知内町」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、相川簡易裁判所に関する部分の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

土地の状況等にかんがみ、簡易裁判所の名称及び所在地を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永田委員長　まず、提出者及び政府に順次提案理由の説明を求めます。神近市子君。

○神近議員　私は、死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案の提案理由説明をいたしたいと思います。

ただいま議題となりました死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案につき、提案者を代表いたしまして、提案の理由を説明させていただきます。

まず、この再審特例法案を提案いたしました動機が、純粹に人道主義的かつ超党派的なものであることを強調させていただきますと存じます。なるほど、形式的、事務的には、この法案は社会党による提案となっておりますが、それは、提案の技術的経緯によるものでございまして、提案者の本心は、広く超党派的、人道主義的な御賛同を得て、国民全体の心からなる祝福のうちに、この法案の国会通過をはかりたいというところにあると存じます。

私たちは、わが国民の心の中に静かに燃え上がっている、よりよい再審制度への強い願いを無視することができません。わが国における良識ある弁護士、学者、宗教家等を中核とする人道主義的な再審運動は、こうした国民的願望にさえられ、一人の同胞の生命をもゆえなく失わせてはならないという、強い信念に裏づけられたものであります。私たちが、ここに死刑確定者再審臨時特例法案を提案いたしますゆえんのものは、このような国民的運動にたいし、その健全なる願いを表現させることによって、国民の代表者としての責務の一つを果たしたいという、純粹かつ理想主義的な動機に基づくものであることを御理解いただきたいと思います。

次に、この法案のねらいをいたします点を簡単に申し上げます。この法案は、生命の尊厳性及び戦後占領下における刑事訴訟法の適用の実情にかんがみ、昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日まで公訴を提起された者で、本法施行前に死刑の判決が確定し、いまだその刑を執行

されていない者に対し、再審理由を緩和し、生命の保全をはかり、かつ審理の公正と民主性を確保することにより、これらの死刑確定囚にも一度審判を受けられる機会を得やすくせようとするものでございます。ただここで御注意をいただきたいことは、再審の機会を得やすくさせるということは、必ずしも直ちに無罪放免や減刑の機会を得やすくさせることを意味しないということであり、裁判のやり直しを受けても、やはり証拠が十分であれば、死刑の判決を免れるとはきまつておりません。それはこの法律の保証する限りではありません。この法律の保証するのは、占領下であるがために公正で民主的な裁判を心ゆくまで受けることができず、そのために死刑に処せられたと感じている不幸な死刑囚たちに、いまだ度心ゆくまで公正で民主的な審判を受けさせてやることであります。

またこの法案が、その適用の対象を、一定期間、すなわち占領下に起訴された死刑確定囚に限り、かつ本法に基づく再審請求の期間を、本法施行後等一年以内に限定して、本法に限時的性格を付与した点にも御留意いただきたいのであります。

本法の効力をこのように、对人的、対時間的に限定したのは、再審特例法の適用範囲をできる限り小範囲に押えて、確定判決の持つ法的安定性の動搖を最小限度に食い止めようとする趣意にほかならないのであります。

それならば、確定判決の効果を動かしてまでも、あえてこれらの死刑囚たちに再審の道を開いてやらねばならない理由はどこにあるのでありましょうか。以下この法案を提出しなければならぬ法的、社会的な必要性について一言させていただきます。

再審は、誤判の確定裁判を受けた者を救うた一筋の黄金の橋であるといわれております。しかし、現実において、刑事再審は、はたして無実を救うかけ橋として正しく適用されているのでありましょうか。たとえば、日本の岩倉王と言われたか

の吉田石松翁の人生の大半を占める五十年間は、冤罪をそぐための悪戦苦闘の連続でございました。そして翁の非凡なる意志と体力、及び協力者たちの献身的努力をもつて、かろうじて再審のとりを聞くことができたといわれております。したがって、凡庸な大多数の有罪囚にとつては、再審制度は絵にかいたもちにすぎない、とすら嘆かれてきたのであります。事実再審によつて救われる者の数は、真犯人発見の場合のような特異事例を除けば、暁の星のごとくわずかであります。

そもそも刑事手続における再審の思想は、遠くフランス革命の人権宣言にその源を発し、ヨーロッパにおける改革された刑事訴訟法を経由してわが国の治罪法（昭和十三年）に受け継がれたといわれております。その後、わが国の再審制度は旧憲法下の旧刑事訴訟法から新憲法下の現行刑事訴訟法への立法の移り変わりに応じまして、幾ばん人権尊重の理想に近づきつつあることがうかがわれるのであります。いまだ旧刑事訴訟法における権威主義のからを完全に抜け切つたわけではなく、そこには実体的真実の犠牲において司法の形式的權威や法的安定性の要請を守ろうとする古い考え方が残っているようであり、このような制度上の不備は、官僚法曹の法適用における偏狹な形式主義と相まって、冤罪者に対して不当に雪冤の道を閉ざす結果を招いております。このようにして、わが国の再審制度は、本来無実を救う黄金の橋であるべきにもかかわらず、現実においては雪冤をはばむ鉄のとりと化しつつあるとさえいわれたのであります。

このような情勢のもとにおいて、良識ある弁護士、学者、宗教家等を中心とする再審制度改正運動が国民の間からわき起こつたのは当然でありました。このような国民の声に応じ、先年衆議院法務委員会は再審制度調査小委員会を設けて現行再審制度の欠陥を究明しようとして、またこれに呼応して、日本弁護士連合会は、刑事訴訟法第四編（再審）中改正要綱を発表して、再審制度の全面的改正を提案したのであります。再審制度の全面的改正は刑事訴訟法の根幹を左右する大問題であり、かつその影響するところも多大でありました。再審に關する全面的法改正の機運はいまだ必ずしも熟したとは申されません。

そこで法の全面的改正をまつことなく、とりあえず、焦眉の急を告げている一部の死刑確定者に対するのみ期間を限つて再審の門戸を広げようとするのが、この再審特例法案の趣旨でございまして、もし幸いにして本法が制定法として成立いたしますならば、かねて無実を叫んできた七名の死刑確定囚が、本法の恩恵に浴することとなるのであります。これらの死刑囚のうちには、死刑確定後実に十数年にわたつて刑を執行されないうまま無実を叫び続けていたという悲惨なケースもございまして、本法のもたらす人道的効果はまことに深くかつ大きいものでございましょう。

すでに述べましたように、本法はその適用対象を昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日まで、すなわち占領下において起訴せられた死刑囚のみに限るわけでございますが、このように限定を施しました理由は、次に述べる三つの理由によつて、これらの死刑囚については、一般的に見て特に誤判による冤罪の可能性が濃厚であると見られるからでございます。

第一に、これらの死刑囚は、終戦直後の混乱した社会情勢及び占領下という特殊の雰囲気の中なかで捜査訴追されたために、捜査の段階においてすでに冷静慎重を欠くものがあつたばかりでなく、起訴及び公訴維持の段階におきまして、連合国に対する配慮や占領軍の政治的影響力により、手続の公正が一〇〇%保証されていたとは限りません。

第二に、これらの死刑囚は、旧刑事時代もしくは新刑事訴訟法施行後日が浅くして訴追されたため、捜査当局におきまして、いまだ人権輕視、自白偏重の弊習を抜け切れず、裁判官、弁護士においても人権擁護の手続の運用に習熟していなかつたため、訴追、審判、及び弁護のそれぞれ

の面において、人権尊重上に完べきを期すること
ができなかつたうらみがございます。

第三に、これら死刑囚が訴追を受けたのは、
は、いずれも黑白相半ばして、決定的、物的証拠
を欠く疑わしい事件でありまして、しかもそこに
おける有罪証拠の主要な部分は、強制もしくは誘
導によつてつくられた自白であるといわれており
ます。これら死刑囚の多くは、一番の公判以来強
く無実を主張しており、中には数回にわたつて再
審を求めている例もございます。

右のような次第でありますので、もしも確定判
決による法的安定性に固執して、これらの死刑囚
に対して現行刑事訴訟法のきびしい再審規定、特
に法第四百三十五条第六項の条文をそのまま適用
いたしますと、これらの死刑囚に対しては永久
に雪冤の道を閉ざすことになり、ひいては新憲法
の精神にそむくことになりかねないのでありま
す。いまや世界の大勢は、人道と刑事政策の立場
から、死刑廃止への一途をたどりつつあるのでご
ざいます。このような情勢のもとに、万一にも国
家が誤判のために善良な一市民の生命を奪うよう
なことがありますならば、これこそ日本民族にと
つて大いなる汚辱であり、世界の文明社会から
激しい非難を受けることにもなりかねないのであ
ります。二十一世紀はもうすぐそこに近づいてお
ります。私もこの再審特例法を通過させずに
は、二十一世紀の文明社会への入場券を手にする
わけにはいかないでしょう。

以上をもちまして、本法案の総体的な提案理由
の説明を終わらせていただきます。
次に、この特例法案の趣旨を逐条的に御説明申
し上げます。

第一条は、本法の適用対象を、占領下に起訴せ
られた未執行の死刑確定囚に限定する趣意であり
ます。なぜ占領下に起訴せられた死刑囚に限って
本法特典を与える必要があるかについては、すで
に総論の部において御説明申し上げたとおりであ
ります。適用範囲の制限にあつて公訴提起時を
基準とし、確定時を基準としなかつたのは、手続

の遅速という偶然の事情に、特典の有無をから
しめる不合理を避けるためであります。

第二条は、いわゆる新証拠の発見による再審事
由において、要求される証拠の証明度を緩和し、
「明白な」証拠が発見されなくても「相当な」証拠の
発見があれば再審を開始し得ることとしたもので
あります。これは英米法における実質的証拠主義
を導入したものであり、新証拠が原判決に影響を
及ぼすプロバビリティーが、一般的に裁判官の再考
慮を実質的に促す程度に高度であることを要する
が、その蓋然性が圧倒的に高いことまでは必要で
ないという趣旨であります。

第三条は、本法の適用を受けるべき死刑囚が、
過去においてたまたま新証拠の発見を事由として
再審を請求して棄却されたという一事により、法
第四百四十七条等、同一理由による再度の再審請
求禁止規定の適用を受け、あたかも本法の恩恵を
ばまれる結果となることを防ごうとした趣旨であ
ります。

第四条は、本法によつて再審請求をなし得る期
間を、本法施行の日から一年以内と限定すること
によつて、本法に限時的性格を与え、それによ
つて本法の施行による法的安定性の動搖を最少
限度に食い止め、なお、本法施行の日において古
い再審請求事件が係属中であるような場合には、
附則第三項の規定によりまして、「再審の請求を
棄却する決定が確定した日又は当該再審の請求の
取下げがあつた日から一年以内」に再審請求をす
べしといふこととなつております。

第五条は、いわゆる必要の刑執行停止の原則を
導入し、手続進行中、再審請求死刑囚の生命の保
全をはかるうとしたものであります。

第六条は、従来、原裁判所がやもすれば過去
の判断に固執する傾向を有することにかんがみ、
再審の請求に関する審判については、原審の管轄
を奪ひ、フランス法における中央上級審（破毀
院）集中主義を加味いたしまして、これを東京高
等裁判所の専属管轄とする趣旨であります。
第七条は、いわゆる参審制度、審判手続にしる

うと裁判官を参加させる方式を導入することに上
りまして、再審請求に関する審判手続に民主的色
彩を加えようとするものであります。

第八条は、従来多くの再審請求が表面審理によ
りのみかちやみへと葬り去られた苦い経験にかん
がみ、口頭弁論主義を再審手続に導入し、これ
によつて手続の公正を担保しようとするものであ
ります。

第九条は、再審問題の決定に対する国の不利益
不服申し立てを禁止しようとするものでありま
す。これは法が不利な再審を禁じ、憲法が二重危
険禁止の原則を取り入れていることの当然の帰結
であります。

第十条は、再審の請求を棄却する決定に対する
異議の申し立てが棄却された場合における不服申
し立ての手段として、著しく正義に反する重大な
事実の誤認を理由とする特別抗告の道を新たに開
こうとするものであります。これは再審がその本
質上非常上告とは異なり、事実誤認を理由とする
ものであることにかんがみ、特別抗告の理由を憲
法違反、判例違反に限定することは狭きに失し、
正義に反するからに任かなりません。

第十一条は、旧法事件にかかる再審の請求が棄
却された場合の不服申し立ての制度を、新法の手
続に準じて整備拡充しようとするものでありま
す。

第十二条は、再審開始決定が確定した場合にお
いて、東京高等裁判所は事件を原裁判所に移送す
べきことを定めたものであります。

第十三条は、本法が刑事訴訟法（旧法事件につ
いては旧法及び応急措置法）に対して特例法の地
位にあることを注意的に規定したものでありま
す。

以上をもちまして再審特例法の提案理由の説明
を終わります。繰り返して申し上げますが、この
法案は、純粋な人道主義的動機から提案いたした
ものでございまして、
何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あ
らんことをお願い申し上げます。

○永田委員長 御苦労さんでした。
次に、赤間法務大臣。

○赤間法務大臣 下級裁判所の設立及び管轄区域
に関する法律の一部を改正する法律案について、
その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案の改正点の第一は、相川簡易裁判所
の名称及び所在地を変更しようとするものであり
ます。相川簡易裁判所の庁舎は、近年著しく老朽
し、改築を要する時期となつておりますところ、
その所在地である新潟県佐渡郡相川町は、同裁判
所が管轄する佐渡の西端部に位置しておりますた
め、この際他の適当な地に庁舎を新営することが
検討されていたものであります。ところが、このほ
ど佐渡のほぼ中央部に当たる佐渡郡佐和田町に適
当な敷地が確保され、昭和四十三年度中に新庁舎
の開設が可能となりましたので、相川簡易裁判所
の所在地を変更し、これと同時に、その名称を佐
渡簡易裁判所に改めようとするものであります。

改正点の第二は、下級裁判所の設立及び管轄区
域に関する法律の別表の整理でありまして、市町
村の廃置分合、名称変更等に伴い、簡易裁判所の
管轄区域を定めております同法の別表に所要の整
理を行なうとするものであります。

以上が、下級裁判所の設立及び管轄区域に関す
る法律の一部を改正する法律案の趣旨でありま
す。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くだ
さいますようお願い申し上げます。

○永田委員長 これにて両法案の提案理由の説明
は終わりました。
両法案に対する質疑は、後日に譲ることといた
します。

○永田委員長 次に、内閣提出、刑事補償法の一
部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、これを許しま
す。松本善明君。
○松本（善）委員 刑事補償法の改正について、法

務大臣に若干質問したいと思ひます。

本来、この刑事補償というよりな、起訴された者が無罪になつて、そのために損害を受ける、このやうなことがあつてはならない。本来、起訴というものは、疑わしい者は起訴しないといふことで、いやしくも無実の者が長く裁判を受けるといふやうなことがないにしなければならぬ。本来刑事補償といふのは、もちろん法律としては必要だけれども、このやうなことが起これないにしなければならぬのではないかとと思ひますが、法務大臣の見解を伺ひたいと思ひます。

○赤間国務大臣 このやうなことがなるべく起こらぬやうにやることにしましては、あなたと同じ考へでございませう。

○松本(善)委員 最近十五年間も問題になつておりました青梅事件が、無罪になりました。戦後の列車転覆事件といわれた大きなものが四つ、三鷹事件、松川事件、青梅事件、芦別事件とありまして、三鷹事件はなくなり、松川、青梅、芦別、全部無罪になりました。このやうな戦後非常に騒がれた事件が全部無罪になつた、このやうなことに付いて、法務省としてはどういふ責任といたしますか、刑事補償と同じやうな意味においてどういふ責任を感じ、どういふふうにしよつておられるかといふ方針を伺ひたいと思ひます。

○赤間国務大臣 このやうな事件につきましては、法務当局としては、関係被告人の有罪を信じて事案の真相を解明するに全力を尽くしてきたのであります。このたび裁判所の最終の判断が確定するに至つた以上、何人もこれを尊重すべきであるといふことについては申すまでもありません。この際、あらためてその捜査及び公判活動の全般を省みて、進んでこの判決から学ぶべきものを学び取り、将来検察の運営に資してまいりたい、かやうに私は考へております。

○松本(善)委員 青梅事件では十五年、松川事件も十五年かかつております。その青梅事件でも、

裁判関係の費用だけで約一億円といふことがいわれております。松川事件では二億円の国家賠償が提起をされて、いま争われております。いづれにいたしましても、拘禁留置中以外の損害といふものが、このやうな場合に発生するわけであります。このやうな刑事補償法で補償をされない被害者については、法務省としてはどう考へておられるのか。これは被告が運が悪かつたといつて泣き寝入りをしては行かぬ、このやうな考へで起つた場合には、何らかの形で国家として補償しなくてはならぬといふやうに考へておられるのか、その根本的な考へ方について、刑事補償法で補償されないものをどうするかといふことについての考へをお伺ひをいたしたいと思ひます。

○伊藤説明員 御指摘の拘禁されぬ被告人で無罪になりました方に対する実質的な補償の問題につきましては、考へ方が二通りあるかと思ひます。一つは、刑事補償のワケ内で何とか考へるという考へ方、それからもう一つは、それ以外の方途が何かあり得るか、このやうなことになるかと存じます。

前者の刑事補償のワケ内でやつてはどうかといふ御意見、これは先般来当委員会等におきまして、一部の委員の方から御提案等もあるわけでございしますが、これにつきましては、私どももいたしまして、かねてから検討を行なつておりまして、最高裁事務当局とも協議をして検討を続けておるわけでございします。もちろんまだ結論に達するに足つておりませんが、検討を進めておる段階でございします。

さて、その刑事補償のワケの外で何かないかといふことになりまして、当面が国におきます法制からいいますと、先ほど先生御指摘の国家賠償の問題にならうと思ひます。故意あるいは過失が捜査官それから裁判官あるいはその他刑事手続に關与しました者の間に認められます場合には、国家賠償として所定の賠償をいたすといふことになるかと思ひます。

そこで、そのほかにどういふ方法があり得るかといふやうにお尋ねをいただきまして、現在の法制ではちよつと考へられる方法は考へにくいと言わざるを得ないと思ひます。

○松本(善)委員 そこで、法務大臣にお聞きしたいのでありますが、法制上は確かにいま説明員の答へたとおりであります、この松川事件につきましても、法務省の考へでいけば、これは補償をすべきではない、国家賠償では補償をすべきでないといふことで法務省はいつておるのであります。もし法務省の考へどおりでいくならば、これは国家賠償の対象にはならぬといふことになる。そうすると、いづれにしても損害を受けているわけですから、法務省の主張としては国家賠償の補償をすべきでない、しかし損害は残つていて、このやうな考へで、起こり得るわけですね。そのやうな被害を受けた者が不幸だつたんだといふことであきらめ、泣き寝入りをするというこ

とになるかどうかといふ問題なんです。これは何らかの形で、やはり矛盾だから、何とかしなくちやいぬのじやないか、このやうなふうに法務大臣は考へないかどうかといふことをお聞きしたいのであります。

○赤間国務大臣 そういふ方につきましては、まことに気の毒に考へます。しかしながら、やはり賠償といふものは法律によらなければこれはなかなかむづかしいのではなからうか、私はかやうに考へております。

○松本(善)委員 この刑事補償についても、日弁連では抑留拘禁中以外の補償をしるというやうな意見も出、この委員会でも審議をされておりますが、それと同じやうに、現行法制以外ではやはり考へる必要はないかといふ問題なんです。この国家賠償の問題にいたしまして、いまは法務省側、国の側で故意、過失があつた場合に損害賠償をするといふことになつておるのです。これは個々の事件を離れて、一般的に考へますと、相当やりにくいことであります、被害を受けたほうの側からいへば、この補償をほんとうに確実にするといふ

やうなことであれば、たとへば国家賠償でいいますならば、国家権力の側で故意、過失がないといふことを証明をしない限り、補償しなくちやいぬ、このやうなふうにしていかなないと、結局無実の罪で泣く人が非常に多くなるということになるのではないかと思ひます。そのやうな場合には、国家賠償法の適用をもつと緩和をするといふやうなことにしてもお考へはないかどうかといふことをお聞きしたいのであります。

○赤間国務大臣 私は、いまのところ、そのやうな考へを持っておりません。ただ、私が裁判についてこの賠償と最も関係の深いことを考へますのは、裁判が迅速に行なわれるといふことが非常に重要なことであると私は考へます。一つの裁判が非常に長くかかるために、いろいろ迷惑があらゆる面にあらわれてくる。われわれとしましては、裁判が迅速に行なわれるといふことが、このやうな方面において最もわれわれの研究せにやならぬことではないか、かやうに考へております。また、研究し、あまり長くかかるやうな方向に努力をしていきたい、かやうに考へます。

○松本(善)委員 裁判が早くいくことは大いにけつこうであります、たとへば松川事件にいたしまして、検察側が上告いたしました、結局最高裁で二回やるというやうなこともあるわけです。問題は、先ほど来申しましたやうに、国家賠償でも補償されない、刑事補償の範囲にも入らない、このやうな損害について、いま法務大臣は、私は国家賠償について変える考へはないと言ひけれども、その損害といふのは、結局被害を受けた者は不幸だつたのだ、運が悪かつたのだ、泣き寝入りをしなさいといふ結果になるわけです、現在では、それもまたやむを得ない、このやうな考へで法務大臣はおられるのかといふことをお聞きしたいわけでありませう。

○赤間国務大臣 非常に同情は申し上げますが、現在の法制ではしよつとない、かやうに考へております。

○松本(善)委員 それではほかのことではちよつと

お聞きしますが、この刑事補償の金額にいたしましても、今度の改正案は日額にして六百円から千三百円ということになります。これは月にいたしますと、概算一万八千円から三万九千円ですね。これは拘禁された者の補償といたしまして——現在三万九千円以上の収入の人というのは、非常にたくさんあると思うのです。拘禁をされた場合の補償としても、これはもちろんきわめて少ないものであります。そうすると、国家権力が間違つて起訴をしたけれども、やはり無罪になつてしまつた。本来、先ほど来一番最初に法務大臣が言われたように、あつてはならぬこととあります。こういうことはなるべくないようにしなければならぬ問題だ、そういう問題で受けた被害が、拘禁中の場合でも補償されないのです。現行法制では、いま法務大臣が言われたとおり、確かにそれ以上にはないのです。しかし、ここでは立法の問題としてわれわれは議論をしておるわけであります。法務大臣として、やはりそういうものは完全に補償をされるようにしていくというふうに考えるのが当然ではないかと思ひますが、これは現行法制のままでやむを得ない、こういう意向をいま表明されたのかどうかということをお聞きしたいわけでありませう。

○赤間国務大臣 ただこれだけを私はどうかと云うか言ふよりも、やはり国家賠償なりいろいろな問題については、バランスがいろいろな点においてとれておるということが、われわれの一番心得べきことと考えております。たとえ他の公害の問題あたりも、やはりバランスがとれていないければならぬ、それから社会福祉の措置、こういうものともやはりバランスがとれておらなければならぬ。こういうものとのバランスも十分研究をして、なおまた国家財政等もあわせて参考にしてきめるべきものである、かように私は考えております。

○松本(善)委員 バランスでありますとか、それから国家財政とかいう話は、一応説明としてはわかります。けれども、本来の考え方として、檢察

庁が起訴をした、しかし無罪になつた、そしてその受けた被害といふものが国民にある、国家権力で与えた被害があるという場合に、これはやはり完全に補償されるという方向にいくべきではないか。現実にはいろいろいろいろな事情があるという話は先ほどよくとされたわけですが、基本的な方向として、それは完全に補償されるという方向にならなければならぬのじゃないか、この考え方を聞きしたいわけでありませう。

○伊藤説明員 およそ裁判で被告人になりまして有形無形のいろいろの損害を受けた方、その結果無罪になつた、こういう方々に対してどんな補償をしたらいいかということにつきましては、先ほど申し上げましたが、また別個の観点でその方法を考へてみますと考へられます。一つは、先生御指摘のように、およそ実際に生じた損害を一銭一厘の端まで計算をいたしまして、全部補償してあげようという考え方でありませう。しかしながら、こういう考へ方をしてみますと、いま大臣が答弁されましたように、国家の諸般の福祉施策あるいは公害対策、そういうものとの関連においてバランスをどの辺でとるのが適当かというの、一つの問題になつてくるであらう。

それからもう一つの方法としては、もう当該官憲に故意があつたとか過失があつたとかそういうことを言わないで、客観的に無罪になつた方には、拘禁中お気の毒であつたということで一律にとかく補償を差し上げようという考え方があるうかと思ひます。現在の刑事補償法は、後者の考え方から立つております。そこで取り扱ひました官憲の、あるいは当局の故意、過失を全く要件といたしませんか、数額的には定型化してある。一日の拘禁に対して御指摘のように六百円から千三百円に今度改正されればなるわけですが、定型的化してある。そういうことにはいたしまして、故意、過失を論じない、そして補償の請求があれば、裁判所がその範囲内ですみやかに決定をして、すみやかに補償をしてあげるといふことでやつておるわけでございます。現在のところ、後者の、すなわち現行刑事補償法のようなやり方が、一応相当なものであるという判断に基づいておるわけでございます。先ほど来大臣が答弁しておられます趣旨も、そこから出ておるといふふうに御理解願ひたいと思ひます。

○松本(善)委員 たとえば青梅事件の場合で言いますならば、この拘禁中に気が狂つてしまつたという人があります。週刊誌あたりにも非常に大きくいろいろ取り上げられておるのですけれども、気が狂つて——人の名前を申しますと、岩井金太郎という人は気が狂つてしまつたわけですね。それからその妹さんまで気が狂つてしまつたわけですね。本人だけでなく、家族に至るまで気が狂つてしまつた、こういう被害が実際に起こつておるのです。こういうような問題が、いまの御説明でいけば、いろいろバランスの問題なんだ、現状では泣き寝入りをしてもらわなければならぬ問題があるのだ、確かに全体は完全に補償されてないけれども、バランス上やむを得ないのだ、結論的にいへばこういうことになりませう。要するに、確かに被害を受けておる人がある、拘禁中のものでも低い、あるけれども、全体のバランスでいへば、いまでもがまんをしてもらわなければいけません。これは大臣にお聞きしたいのです。これは政策上の問題だと思ひます。それを基本的に完全に補償するといふ方向でいくのか、それともこれはもうやむを得ないのだ、そういう被害を受けた人が現状ではがまんをしてもらうよりしやうがない、泣き寝入りしてください、そういう方向でいくのか、刑事政策上の問題、その点について大臣のお考え方を聞きしたいと思ひます。

○赤間国務大臣 とにかく、さきに申し上げましたように、故意とか過失とかいふことを論ぜず、一律に千三百円から千三百円と定めるという政策をとつておるので、故意があつたとか過失があつたとか、個々別々にそういうことをやらぬで、一律の方針を私は刑事政策上においてとりたいといふように考えておる。ただ、やはりそういうお述べ

べになりましてようなものは実に気の毒な至りであるといふことは、もうこれは申し上げるまでもなく、非常に気の毒に思ひます。われわれのやる仕事は、やはり法律、規則に基づいて公平にやるということも、また考えなければならぬ。個々別々のものを全部そのものに合うように、たとえば収入でもそのものが働けばという千差万別、ことごとく違ふものを違ふような処置をとるといふことは、あるいは合理的かもしれないが、実際の運用においては私は困難な場合があるんではなからうか、そういう点からいたして、故意、過失を論ぜず、一律の方針をとつておる、かように私は考へております。

○松本(善)委員 法務大臣、おわかりのことと思ひますけれども、あらためて申し上げたいと思ひますのは、故意、過失を論じないで支給されるものは、非常に限られておるわけですね。拘禁中の場合で、しかも今度の改正案でも千三百円ということになると、これはもつとたくさん収入のある人というような場合には、これは補償されないわけですね。それからいま病気になつた問題とか、あるいは拘禁を解かれたあとの問題とか、そういうことは補償されないでおるわけですね。この問題をいま私は申し上げておるわけですね。もちろん、裁判官でありますとかやめる場合には、現行法制の中でやる以外にはありません。しかし、ここで立法上の問題としてわれわれ議論をしておるもので、全体としての方向は完全に補償するといふ方向にいかなくちやいかぬのじゃないか、われわれ目ざす方向はそういうことじやないか、こういうことを伺つておるのですが、そういうことなるのかどうか、ここをお聞きしたいわけですね。

○赤間国務大臣 やはり公平で可能かといふことをわれわれは考へなければいけないと思ひます。各人みんな収入が違ふから、その収入を測定して収入どおりやるということが、理論上においては正しいかもしれませんが、やはり私は公平に、しかも可能であるといふことが、一つの行政のもの

とをなすものと思う。そういう意味からいたしまして、将来の立法論については、これは各人各様いろいろお考えがあると思います。現行の法律、規則の範囲内において処置せられるよりほかには方法がないのじゃないか、かように考えております。ただ、将来の理想ということになれば、各人各様いろいろな理想があるだろう、かように私は考えております。

○松本(善)委員 私たちの議員の中の立法論についてだけあれば、法務大臣にこれをお聞きする必要はないわけでありまして、可能ということになりますと、結局いまの経済上の問題があるので、いまむずかしい、しかしそういう方向に行くのがいいんだということを前提にした議論のように思うわけで、そういうふうに向つていいのかどうかということなんです。その点まずお聞きしたいと思うのです。

○赤間国務大臣 そういふ点は、十分重要なことでありまして、さきに言いましたバランスの問題もありまして、いろいろな人の意見も総合して取り入れなければなりません、私は私個人の意見をここで申し上げることは差し控えたいと考えます。

○松本(善)委員 そうすると、きょうは十分その問題についての法務大臣のお考えとしては固まつていないということのごさいますから、詳しくこれ以上は申し上げませんけれども、将来この審議はまだ続きますので、別の機会にあつたためてこの刑事補償、国家賠償全体について、戦後あれだけ大きな事件がみんな無罪になつたの際、あらためて考へて質疑をしたいと思ひます。

その問題とちよつと離れまして、ついでにもう一つお聞きしておきたいのは、いま申しました青梅事件の岩井君というのと石田君というのう一人、二人が病氣になつて、これは公判手続が停止になつております。この二人はまだ無罪になつていないわけです。一番でそのまゝになつてゐる。ほかの人は全部無罪になつたわけでありまして、これは当然に公訴を取り消さなければなら

ないというふうに思うのですけれども、これについて法務省のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○赤間国務大臣 病氣のために公判停止中の者が二人いることは、いまお述べになつたとおりであります。この他の被告人に対して無罪の判決が確定した現在、右の二名に對しどのような態度をとるべきかというところは、檢察当局においていま検討中であると私ども聞いております。またその結果は報告を受けておりません。右の二名に對しましては、將來無罪あるいは公訴棄却等の裁判があれば、刑事補償法に基づく補償が行なわれることになる、私は考へております。

○松本(善)委員 そうすると、あるいは法務大臣の手に報告が来ないのかもしれないが、公訴を取り消すという方向での検討ではなくて、裁判所に公訴棄却ないしは無罪判決を待つ、こういう方針で法務省はいるというふうに向つてよろしいでしょうか。

○赤間国務大臣 そういふ個々の問題は、法務省で一々どうせいかどうかといふような指示をいたしませんで、檢察当局にまかせております。

○松本(善)委員 そうすると、結局まだ檢察庁のほうでどうするかといふことの報告は法務省に來てない、こういうふうに向つていいわけですね。——それでは、先ほど来申しました刑事補償法、それから国家賠償法についての根本的な考え方、その問題についての質問を後日に留保いたしまして、きょうの質問はこれで終わりたいと思ひます。

○永田委員長 次回は、明後日十八日午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

昭和四十三年四月二十日印刷

昭和四十三年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局